○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村大勘場水無入会字岩長山五の一（次の図に示す部分に限る。）、二の二、字岩穴谷六の一（次の図に示す部分に限る。）、七から九まで、字巣原五の一・六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の三、一の四、二の一、二の三、三の二、四の二、七の一、七の二、字向平三の四、五の三四、字金剛山一の二、二の四、池田字道下一の一から一の一まで、二、三、字柳平一から四まで、字清水平七の一、七の二、八、九の一、九の二、一〇の一から一〇の一まで、一一から一四まで、池尻字三ツ滝一、井口字三郎谷一の一から一の一六まで、二、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、成出字塩谷一の三、字中ノ平一の一、一の二、利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山二七の一、二八の一、二九の一、三〇の一、三五の二、三六の二、三八の二、三九の二、四〇、四一の二、四二の二、四三の一、四四、四五の二、井波外四入会字大平一から三まで、字大峰一の一から一の五まで、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、字熊谷五の一、皆葎字向裏二八、下出字鹿屋敷一〇の一、川上中字柳谷一の一、二の一、二の三、三から五まで、六の一、刀利字大平五一の一二から五一の一五まで、六六の一五から六六の一八まで、六八の三、六八の四、六八の六から六八の一三まで、七〇、字ススキ谷一の一・一の二・一の四から一の九まで・二の三・三の一・三の二・七の一から七の五まで・八の三（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、二の一、二の二、三の三から三の五まで、四の一、四の二、五の一、五の二、八の一、八の二、八の四、相倉字道谷一の一、宮後字三ツ峯一の一から一の六まで、一の九、一の一〇、蛇喰字シコリ谷一の一、一の二、字中ノ口一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二から一の四まで、二の一から二の三まで、二の五、久保字鷹打場一から三まで、五から一三まで、字烏帽谷一六の一、一七、字成子骨一一から一五まで、一六の一、一六の二、字石塚八の一、利賀村阿別当坂上入会字悪瀬一の二・一の七から一の九まで・二の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三から一の六まで、二の一から二の五まで、四、利賀村阿別当字松尾七の一、七の二、九、利賀村百瀬川字東山一二五、一三一の一、一三一の二、一六六、字西山一三八、一三九、一五九の一、一五九の二、一六〇、一六一、才川七字鳩屋四八の一、四八の二、四九、五一から五三まで、五四の一、六二から六六まで、一二〇、一二一、字根辻四四、六二から六四まで、六八、六九、七六の一、七六の二、七七、七八の一から七八の四まで、土生字根辻一から七まで、一七から二一まで、四九から五四まで、字鳩屋五六から六〇まで、六二から六五まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県南砺市杉尾字横倉六、字八ケ谷三の二、井波外四入会字大橋平九の一、九の二、一〇の一から一〇の三まで、字矢勢尾二の一（次の図に示す部分に限る。）、一、二の二、池田字尾寺一、字志こく谷一から四まで、字南志こく谷一、久保字袖ケ平一から一六まで、川上中字金物島一から三まで、蛇喰字中ノ口三、相倉字猪越一の一二・一の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、見座字宮谷三の一（次の図に示す部分に限る。）、下出外三ケ村入会字東俣八の二、一〇の二、一一、一三の一、利賀村百瀬川字東山三六から三八まで、三九の一、利賀村草嶺字南山一の一、上松尾字奥山五五（次の図に示す部分に限る。）、利賀村北豆谷字上山一九から二一まで、五三、五六の一、五六の二、五七の二、成出字塩谷一の三、井口字細尾一、池尻字中の口一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大橋平九の一・九の二・一〇の一・一〇の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市秋穂東字筒ケ迫一二三、一二九、字庵ケ迫山村一六七、字尾崎山村一八四の一から一八四の四まで、一八五、一八六、字小浜山四九七第七・四九七の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上田六四〇の五から六四〇の七まで、六四〇の九、字中道山七六八の四五、字東泉寺八八八の二、阿知須字丸塚五　三四五の三、三四五の七、字小丸一〇七一の一、一〇七一の二六、一〇七一の三一、一〇七一の三三から一〇七一の四四まで、一〇七一の五三、一〇七一の八四、字中尾一〇七六の二・一〇七七の二・一〇七八の三・一〇七九の三（以上四筆国有林）、一〇七四の一、一〇七六の一、一〇七七の一、一〇七八の二、一〇七九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾崎山村一八五・一八六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八四の一、一八四の四、字東泉寺八八八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）